

発議 第11号

日本政府に核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により、上記議案を提出する。

令和 7年 3月17日提出

提出者 総務企画常任委員長 森本 彰伸

日本政府に核兵器禁止条約に参加・署名・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在94か国が署名し、73か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。条約には、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2024年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一だ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。2024年10月11日、日本被爆者団体協議会(日本被団協)がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんがあらゆる体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、那須塩原市議会は、政府に対し、被爆国として核兵器を全面禁止するため、同条約に参加・署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治体法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月17日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

那須塩原市議会議長 山形 紀弘